

岩手県告示第199号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	大船渡綾里三陸線	大船渡市赤崎町字佐野56番1地先から字大立13番5地先まで
県道	上米内湯沢線	盛岡市手代森7地割84番1地先から三本柳5地割25番7地先まで
県道	丸森権現堂線	大船渡市大船渡町字新田54番12地先から盛町字権現堂15番25地先まで
一般国道	106号	宮古市古田第1地割95番4地先から川井第4地割15番1地先まで 盛岡市川目第5地割122番38地先から手代森6地割10番12地先まで
一般国道	342号	一関市赤荻字月町193番2地先から山目字大槻75番1地先まで
一般国道	396号	紫波郡紫波町柵内字中田17番1地先から盛岡市乙部6地割65番1地先まで 盛岡市手代森14地割16番444地先から高崩14番2地先まで
一般国道	456号	紫波郡紫波町柵内字中田17番1地先から東長岡字天王8番1地先まで

2 指定する期日 令和2年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。